

名機製作所行動計画

2017 年 4 月 1 日

社員の仕事と子育ての両立と、全ての社員がその能力を十分に発揮できるよう雇用環境の整備を行うと共に、地域の次世代育成対策に貢献するため、次のとおり行動計画を策定するものである。

1 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間

2 内容

●目標 1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員 …… 年に 1 人以上取得すること。

女性社員 …… 取得率を 10 %以上とすること。

【対策】

1) 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

- ・育児休業制度を男性社員も取得できることを理解させるために、定期的に社内報や社内のイントラネットの掲示板などにより周知する。
- ・女性社員へは、講習会を 1 回開催し、育児休業制度の理解を深める。

2) 平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月

- ・育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を実施する。

●目標 2 計画期間内に、社員全員の所定外労働時間を、1 人あたり平均年間 180 時間未満とする。(月平均 15 時間)

【対策】

1) 平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月

- ・「労働時間短縮委員会」における 36 協定オーバー申告の牽制（申告都度委員会開催）
- ・労働時間の弾力化を図るための下記制度知識の継続的啓蒙
 - ① 振替休日の利用
 - ② 代休取得の利用
 - ③ フレックスの利用
- ・ノー残業デーの各部署の設定並びに周知啓蒙実施

2) 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

- ・労働時間短縮委員会における平成 28 年度の所定外労働時間の原因及び分析実施
- ・労働時間短縮委員会における所定外労働時間の短縮施策の実施

3) 平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月

- ・ 所定外労働時間目標 月 2,000 時間必達啓蒙実施（施策、ポスター啓蒙など）

●目標 3 計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間 6 日以上とする。

【対策】

1) 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

- ・ 平成 29 年度における年休取得日数の実績把握（取得者傾向と日数など）

2) 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

- ・ 年休取得促進における施策検討と実施方法の策定

3) 平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月

- ・ 年休取得施策の実施及び実績状況報告による全社啓蒙実施